

# マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”



マイナンバーの記載

+

本人確認書類の  
提示又は写しの添付

が必要です。

▼所得税申告書のマイナンバー記載欄（イメージ）

税務署長 令和〇〇年〇月〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

納税地	〒				個人番号 (マイナンバー)				生年 月日			
現在の住所 又は 居所 事業所等					フリガナ							
					氏名							

## 本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）

（マイナンバーカード）



持っている

**番号確認と身元確認が  
カード1枚** でできます！

持っていない



### 番号確認書類※1

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード※2
  - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限り。)
- などのうちいずれか1つ

+

### 身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
  - パスポート
  - 公的医療保険の被保険者証
- などのうちいずれか1つ

※1 平成30年1月以降、一部の手續について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

※2 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

## e-Taxの積極的なご利用をお願いします！

スマホやパソコンからe-Taxで申告すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は**不要**です！

さらに、マイナンバーカードを使ってe-Taxにログインすれば、**マイナポータル連携**がご利用できます。

詳しくは裏面をご覧ください！





# マイナンバーカードで もっと便利になります！

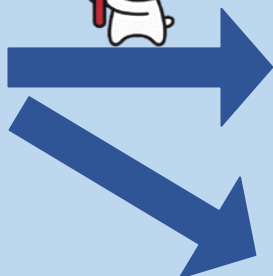


## マイナンバーカードで申告が簡単・便利に

### ○ マイナポータル連携（マイナポータルを活用したデータ取得と自動入力）

- 保険会社  
保険料控除  
証明書
  - 銀行等  
年末残高等  
証明書
  - 証券会社  
年間取引  
報告書
- (確定申告のみ)

マイナポータルから  
まとめてデータで  
取得できるよ！



マイナポータル連携に  
ついて詳しくはコチラ



### 年末調整

従業員



控除申告書  
に自動入力・  
自動計算！

給与担当者



メール等で送信

国税庁の「年末調整控除  
申告書作成用ソフトウェア」  
等で控除申告書を作成

自動入力された  
記載内容や控除額の  
確認が不要！

### 確定申告

納税者



確定申告書  
に自動入力・  
自動計算！

税務署



e-Taxで送信

### ○ マイナポータル連携による自動入力対象の拡大

令和2年分～	令和3年分～	令和4年分～
生命保険料控除	地震保険料控除	公的年金等の源泉徴収票
住宅ローン控除	ふるさと納税 (寄附金控除)	国民年金保険料 (社会保険料控除) <sup>※2</sup>
株式の特定口座	医療費控除 <sup>※1</sup>	医療費控除 <sup>※3</sup>

- ※1 令和3年9月～12月診療分の医療費通知情報がマイナポータルから取得可能。
- ※2 年末調整においては、令和5年分からマイナポータル連携が可能。
- ※3 令和4年分以降は、1年間分の医療費通知情報がマイナポータルから取得可能。

自動入力の  
対象は**今後  
も順次拡大  
予定**だよ！



## マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!

1

コンビニで  
各種証明書が  
取得可能

2

本人確認書類  
として使用可能

3

健康保険証  
として利用可能

4

登録した公金受取口座  
への還付金振込が可能  
(令和5年1月から、令和4年  
分確定申告に対応)

5

スマートフォンに  
カード機能が搭載  
(令和5年5月  
開始予定)

6

運転免許証と  
一体化予定  
(令和6年度末)

7

電子処方箋と  
一体化予定  
(令和6年度末)